

2018.04.02

## PL レポート(製品安全) <2018 No.1>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第 1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

### ○ 「アクセシブルデザインー視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項」の JIS が制定されました。

(2018 年 2 月 20 日 経済産業省)

2 月 20 日、経済産業省は「JIS S0043：アクセシブルデザインー視覚に障害のある人々が利用する取扱説明書の作成における配慮事項」(以下「本 JIS 規格」)を制定しました。

本 JIS 規格は、製品の製造者などが取扱説明書を作成する際に必要な配慮事項を示すことによって、視覚に障害のある人々にとっての取扱説明書及び製品のアクセシビリティを向上させることを目的として制定されました。

本 JIS 規格には、当該取扱説明書に求められる記述形態(点字版、墨字版、電子データ)、提供方法(製品添付、ウェブ提供、使用者のリクエスト)、配慮事項(一般的な配慮事項と記述形態ごとの配慮事項)について定めています。

製品の安全性は、製品の本体側で安全対策を行うことが基本ですが、製品に残存するリスクを回避するため、使用者が取扱説明書を理解し、製品を正しく使用することが重要となります。そのためには、製品の対象となるすべての使用者が見やすく正しく理解できる取扱説明書の作成が重要となります。特に視覚障害者については、取扱説明書に一般に求められる要件に加えて、当該障害を前提に、製品をより安全かつ適切に使用するための情報提供が求められます。

また、視覚障害だけでなく、加齢による視力の低下の問題もあります。特に製品寿命の長い製品については、使用過程での使用者の視力の低下も配慮し、製品購入想定年代が非高齢者であっても本 JIS 規格を参考にした取扱説明書の作成が望まれます。

出所：本 JIS 規格に関する URL

<http://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISNumberNameSearchList?toGnrJISStandardDetailList>

アクセシブルデザインとは：

ユニバーサル・デザイン(欧州ではデザイン・フォー・オール)に含まれる概念。何らかの機能に制限のある人に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品や建物やサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとする設計。

(引用：アクセシブルデザイン推進協議会 <http://www.ad-council.org/about.html>)

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）はリコール実施後の重大製品事故に関する注意喚起を行いました。

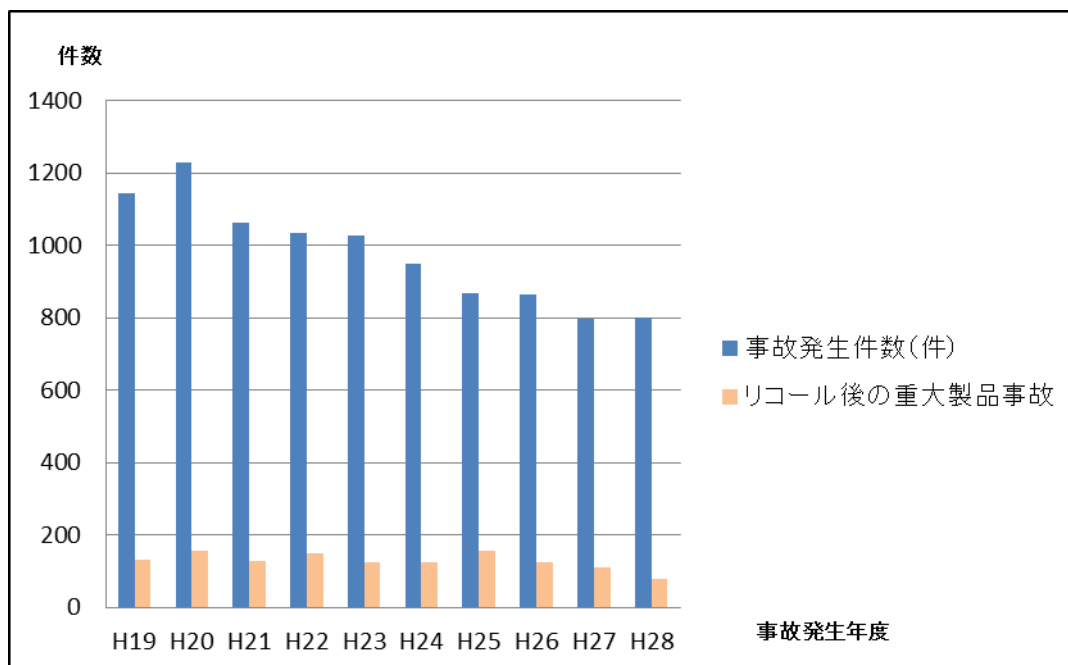
（2018年2月22日 独立行政法人製品評価技術基盤機構）

2月22日、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、事業者がリコールを実施した後も重大製品事故が発生していると注意喚起を行いました。本リリースの概要は以下のとおり。

#### 1. 重大製品事故の発生状況について

重大製品事故の報告・公表制度が開始した平成19年度から平成28年度までの10年間にNITEに報告された重大製品事故は9,780件（\*1）。その中で、リコール実施後に発生した事故で、かつ、事故の原因が製品起因（\*2）によるもの（以下、「リコール後の重大製品事故」）は1,283件でした（図表1）。

【図表1】平成19年度から平成28年度の重大製品事故とリコール後の重大製品事故



#### 2. リコール後の重大製品事故（発生件数の多い製品）について

平成19年度から平成28年度に発生したリコール後の重大製品事故1,283件のうち、発生件数の多い製品10製品は図表2のとおりで、電気こんろ、石油給湯器、電子レンジでの事故が多くなっています。本図表内の総計の( )内は総計に占める火災件数で、NITEのプレスリリースによると、火災を伴う事故は被害が拡大する傾向にあり、注意喚起がより必要であると指摘しています。

【図表2】10年間における事故発生件数の多い製品

品名	事業者	リコール開始日	総計（火災）
電気こんろ	A	2007/7/4	115 (114)
石油給湯機	B	2002/10/24	100(99)
電子レンジ	C	2003/9/2	45(45)
石油給湯機	D	2002/10/24	41(41)
電子レンジ	E	2007/9/12	34(34)
石油ふろがま	F	2007/7/28	31(31)
ノートパソコン	G	2014/5/28	31(31)
電気ストーブ	H	2007/8/7	29(29)
屋外式ガスふろがま	I	2007/4/19	29(29)
エアコン	J	2004/8/20	28(28)

企業においては、リコール回収率向上に向けて様々な取組をしているものの、図表2が示すとおり、市場にリコール対象製品が残存し、重大製品事故が発生しています。リコール実施後、一定期間経過すると、その回収率は停滞し、その状況下から、回収率を上げていくことは容易ではありません。実施中のリコールプランについて、その有効性を継続的に監視・評価（モニタリング）し、改善していくことが求められます。

モニタリングを実施をするにあたっては、策定されたリコールプランに、進捗率を評価するための数値的な指標や目標を予め設定しておくことや、実施した各種施策と進捗率の相関が分かるようにしておくことが必要になります（経済産業省発行の「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」に詳しく説明されています）。

また、外部専門家を活用し、自社のリコールの実施状況の検証を行い、回収率向上に向けて改善策を検討していくことも望まれます。

- (\*1) 製品事故調査判定合同会議（消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）において、外火や放火など製品事故でない判断されたものを除く。
- (\*2) 事故原因が製品の不具合や劣化によるもの。長期間の使用による経年劣化も含む。

出所：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「リコール実施後も重大製品事故が発生!リコール製品をお持ちではありませんか？」

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2017fy/prs180222.html>

図表1、図表2は、本プレスリリースをもとに弊社にて作成。

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

### ○CPSC がジョギング用 3 輪ベビーカー輸入事業者に対して是正措置実施の行政手続き (2018 年 2 月 16 日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は、2 月 16 日、同委員会がジョギング用 3 輪ベビーカー (原文では jogging stroller、以下「3 輪ベビーカー」) の輸入事業者 Britax Child Safety, Inc (以下、「同社」) に対して、同社が輸入販売している特定の型式の 3 輪ベビーカーに設計上の欠陥があるとして、市場での是正措置実施を求める行政手続きを行ったことを発表しました。2011 年 12 月から 2015 年 9 月の間に輸入販売された約 493,000 台が対象となるとしています。

同委員会によれば、同社が販売している 3 輪ベビーカーは、「使用者が前輪をフロントフォークに取り付けるためのクイックリリース装置(\*)を確実に固定していなくとも使用可能な状態となり、そのまま走行を続けると突然車輪が脱落する」という欠陥があるため、当該製品に乗っている子どもや製品を押している保護者が転倒するなどして頭部、顔面、歯等を負傷するおそれがあり、2012 年 1 月よりこれまでに少なくとも 50 人の子どもと 47 人の保護者の負傷事故が報告されているとのこと。

同委員会は、事故件数と対象台数が多いため、同社に対して自主的にリコールを実施するように勧告していましたが、同社がこれを拒否したために今回の行政手続きにより、同社に対して以下の対応を要求することになりました。

- ・対象製品の販売を停止すること
- ・市場に対して、当該製品の欠陥と想定される危害を告知すること
- ・対象となる顧客に対して、無償修理、製品の交換、返金のいずれかの対応を取ること

同委員会のリコール勧告に対して、同社が拒否をしている理由や当該クイックリリース装置の欠陥の技術的詳細は明らかにされていませんが、ジョギング用 3 輪ベビーカーや類似の子ども用製品を取り扱う事業者は、次のような観点から当該リスクについての再評価をすべきでしょう。

- ・自社製品にクイックリリース装置を採用することのメリットとデメリットの評価が適切にされていること (同装置が開発・導入された本来の目的は、競技用自転車に必要とされる迅速な車輪の交換のためであり、日常的な使用で車輪を外す必要のない一般的な自転車やベビーカーに、事故発生のリスクを冒してまで採用するほどのメリットがあるか否かの検討)。
- ・自社のクイックリリース装置の構造が、これまでに公開された自転車等の事故・リコール原因 (消費者が装置を正しくロックせず、固定が不確実な状態で車輪が外れやすいこと) の対策を織り込んでいること。
- ・対象とする使用者が危害を受けやすい子どもであることを前提として、リスク評価の基準を一般の製品より高く設定している、あるいは同じ基準であれば評価のレベルを上げている (バイアスをかける) こと。
- ・店頭での説明、販促ツールや取扱説明書等において、同装置の操作方法に加えて、装置の目的 (本当に顧客が必要としている機能であることの確認)、使用前の点検の励行、取扱いを誤った場合に被る危害等についての情報提供が適切にされていること。

出所：本プレスリリースの全文は、下記 URL を参照ください。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/cpsc-sues-britax-over-hazardous-jogging-strollers-action-prompted-by-ongoing-harm-to>

(\*) クイックリリース装置：

一般の自転車では、車輪を固定するには車軸を自転車本体のフロントフォークに工具を使用してナットで締め付ける必要があるのに対して、中空の車軸に通したカムとスプリングを利用して工具を使わずにレバーを手動操作することにより、車輪を脱着することが出来るようにした機構。車輪を迅速に交換する必要がある競技用自転車のために開発された。

クイックリリース装置に起因する日本国内での事故・リコール事例等については下記を参照ください。

- ・独立行政法人 国民生活センターによる 2018 年 3 月 1 日付の報告書「自転車の前車輪の脱落に注意 – スポーツ車などのクイックリリースハブは乗車前の使用者による固定確認が必要です」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180301\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180301_2.html)

- ・弊社 PL レポート 2015.12.1 付<2015 No.9>

## ○CPSC が北米三か国の製品安全管理当局の協調拡大を発表

(2018 年 2 月 22 日 CPSC)

CPSC (Consumer Products Safety Commission：米国消費者製品安全委員会、以下「同委員会」) は 2 月 22 日、米国、カナダ、メキシコの製品安全管理当局の協調拡大に合意したと発表しました。

この合意覚書は、同委員会の Buerkle 委員長代理、カナダ保健省 (the Department of Health of Canada：Health Canada) の Yalkin 総裁、メキシコ消費者検察局 (the Consumer Protection Federal Agency of the United Mexican States：PROFECO) の Perez 長官の三者により、フロリダで行われた米国 ICPHSO (International Consumer Product Health and Safety Organization) の年次会議において署名がなされました。

合意覚書の詳細は明らかにされていませんが、同委員会のプレスリリース等によると、この覚書により、当該三国の規制当局の協調や製品安全に関する技術的な情報交換を、より一層活発化させることを目的としているとのこと。また、税関での監視の強化や、消費者への啓発活動の拡大、製品安全に関わる規制の産業界への教育の拡大等が期待されるとしています。

輸入量の増加やサプライチェーンのグローバル化の進展等により、2015 年に米国で販売された消費者製品の 46%、玩具においてはほぼ 100%が輸入品であり、リコールされた消費者製品の大半は輸入品でした。このため、輸入品の安全を確保するためには、積極的かつ予防的なアプローチが必要であるとしており、これが上記合意の背景になっているものと考えられます。

こうした状況は北米に限られた話ではなく、欧州においても RAPEX (the Rapid Alert System for Dangerous Non-food Products) で中国製品を対象とした緊急警告システムを導入し、中国当局との連携を図り、製品事故の未然防止に向けた取組が開始されています。

日本の製造事業者、輸出事業者においては、世界各国における上記のような取組について、注視していく必要があるでしょう。

出所：本プレスリリースの全文は、下記 URL を参照ください。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/North-America-Product-Safety-Regulators-Agree-to-Increase-Cooperation-on-Consumer-Product-Safety-Trilateral-MOU-Signed-at-Annual-Meeting-of-Multi-Stakeholder-Association>

○NHTSA が自動車産業に関わる事業者向けに安全基準遵守のための支援プログラムを導入  
(2018年2月26日 NHTSA)

NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration : 国家道路安全局、以下「同局」) は2月26日、自動車/部品/装置/用品等の製造、輸入、販売、サービス等に携わる事業者および将来これらの分野に参入を検討している事業者に対し、自動車安全基準遵守支援プログラム (Compliance Assistance Program、以下「本プログラム」) を導入すると公表しました。

同局は、これまで、市場で販売されている自動車を同局が購入・検査して事業者の FMVSS (Federal Motor Vehicles Safety Standard : 米国連邦自動車安全基準、以下「同基準」) 遵守状況の監視と取り締まりを行ってきましたが、本プログラムにより事業者の要望に応じて積極的に同基準遵守のために必要な情報と助言を提供するという新たな取り組みを始めます。

既存あるいは新規参入を予定している事業者は、当局の指定メールアドレスに連絡することにより、連邦法により要求されている事業者が果たすべき義務を理解するために必要な情報や助言を、無料で得ることが出来るようになります。

我が国や欧州では、自動車の安全に関する基準適合性が政府機関による事前認証制度によって確保されているのに対し、米国では製造・販売する自動車の基準適合性は製造事業者自身が確認し、政府機関は当該車両が市場に流通後にその適合性を確認するという、いわゆる自己適合性確認方式が採用されています (排出ガス基準については、日欧米共に政府による事前認証制を採用)。

本プログラムが導入された目的が事業者、特に自動車産業への新規参入者に対して積極的に情報を提供して自動車の安全確保を図ることであることから推測すると、自己適合性確認方式のメリットを維持しつつ、「事業者が安全基準を正しく理解していない場合、不適合車両が市場に流出する可能性」を低減しようとする意図が見られます。

現在の自動車産業は、自動運転、コネクテッドカーおよびEV化等に代表される技術の急速な進歩と環境の変化への対応が求められています。このため、各国政府は、事前認証あるいは自己認証という制度上の違いはあるにせよ、「規制緩和による事業者の製品開発促進」と「これまでとは異なる構造・機能の安全を確保するための規制作り」という相反する活動を並行して進めることが急務となっています。このような状況の中で、本プログラムの活用も視野に入れて、未知の分野の安全確保に必要な情報の積極的な収集・分析と、適切な法規制の解釈が出来るような体制構築と人材確保が、事業者にとって重要となるでしょう。

出所 : 本プレスリリースの全文は、下記の URL を参照ください。

<https://www.nhtsa.gov/press-releases/nhtsa-introduces-new-compliance-assistance-program>

以上

## インターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

## 【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL MASTER 代表的なメニュー例

- |  |
|--|
| <b>I. マネジメントシステム構築・運営</b>                            |
| 製品安全管理態勢に関する簡易評価<br>リスクアセスメント態勢の導入支援                 |
| <b>II. 製造物責任予防(PLP)対策</b>                            |
| 個別製品に関するリスクアセスメント<br>指示警告に関する簡易評価                    |
| <b>III. 製造物責任防衛(PLD)対策</b>                           |
| PL事故対応マニュアルの策定<br>リコールに関する緊急時対応計画の策定                 |
| <b>IV. 教育・研修</b>                                     |
| リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)<br>PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング |
| <b>V. 調査研究・情報提供</b>                                  |
| 判例・事故例の調査分析<br>各国の生産物賠償法一覧の提供                        |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS&ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/ Copyright MS & ADインターリスク総研 2018